

# 香港への農林水産物・食品の輸出 に関するカントリーレポート (アルコール飲料)

2024年3月  
香港輸出支援プラットフォーム

# 目次

---

<b>1. 香港の市場動向</b>	<b>.....2</b>
① 日本からの対香港輸出推移	..... 2
② 香港におけるアルコール飲料の輸入	..... 3
③ 近年の輸入額動向（ワイン、ビール）	..... 5
④ 2023年の動向（速報）	..... 7
⑤ 香港におけるアルコール飲料の価格	..... 8
<b>2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）</b>	<b>.....11</b>
① 品目の定義	.....11
② 輸入規制	.....11
③ 食品関連の規制	.....13
④ 輸入手続き	.....20
⑤ 輸入関税等	.....24
<b>3. 現地事業者の評価、要望等</b>	<b>.....25</b>
① 現地事業者等の声	.....25
② アルコール飲料関係のイベント等	.....27

# 1. 香港の市場動向

## ① 日本からの対香港輸出推移

- 日本酒を中心に、日本から香港への輸出額はここ数年で飛躍的に増加。
- 一方で、次ページ以降のとおり、香港全体では、輸入量・金額ともに日本酒はまだ少数。

### 輸出金額推移

(億円)

種別	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
日本酒	15.3	15.0	17.1	18.3	22.8	26.3	28.0	37.7	39.4	61.8	93.1	71.1
リキュール	3.8	3.6	4.8	5.2	7.0	7.3	8.5	10.2	10.9	20.1	22.7	13.8
ウイスキー	0.2	0.8	0.8	1.8	3.5	3.3	2.2	3.0	3.6	6.7	17.9	17.3
ビール	2.4	2.4	1.7	2.5	3.1	3.2	3.7	3.4	4.2	4.6	5.5	6.2
その他	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	1.0	1.3	1.3	2.5	3.8	3.9	4.5
ワイン	1.4	0.7	0.1	0.1	0.2	0.3	3.0	1.0	0.6	1.0	2.1	1.8
発酵酒	0.2	0.2	0.2	0.6	1.0	0.6	0.5	0.7	0.6	0.8	1.6	0.9
焼酎	2.9	2.7	2.8	1.7	1.0	1.0	0.7	0.8	0.7	0.9	0.8	0.2
合計	26.9	25.8	28.3	31.1	39.3	43.0	48.0	58.2	62.6	99.8	147.6	116.0

### 輸出数量推移

(KL)

種別	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
リキュール	476	523	692	849	911	939	1,209	1,725	1,828	2,902	3,290	2,561
日本酒	1,660	1,492	1,716	1,613	1,745	1,877	1,807	2,097	1,926	2,629	3,243	2,717
ビール	1,955	1,794	1,198	1,506	1,722	1,678	1,812	1,620	1,871	2,229	2,482	2,957
その他	198	239	262	350	231	317	364	456	903	1,220	1,434	1,589
発酵酒	92	120	111	289	507	335	259	364	234	372	523	255
ウイスキー	7	15	23	44	94	92	63	85	109	138	214	194
焼酎	351	359	336	220	146	141	111	111	119	124	129	38
ワイン	6	5	4	5	18	16	19	10	18	55	59	29
合計	4,745	4,547	4,342	4,877	5,373	5,394	5,643	6,470	7,009	9,670	11,373	10,340

注1：ワインは、スパークリングワインも含む。

注2：リキュールは、コーディアル、梅酒ならびに果実酒を含む。

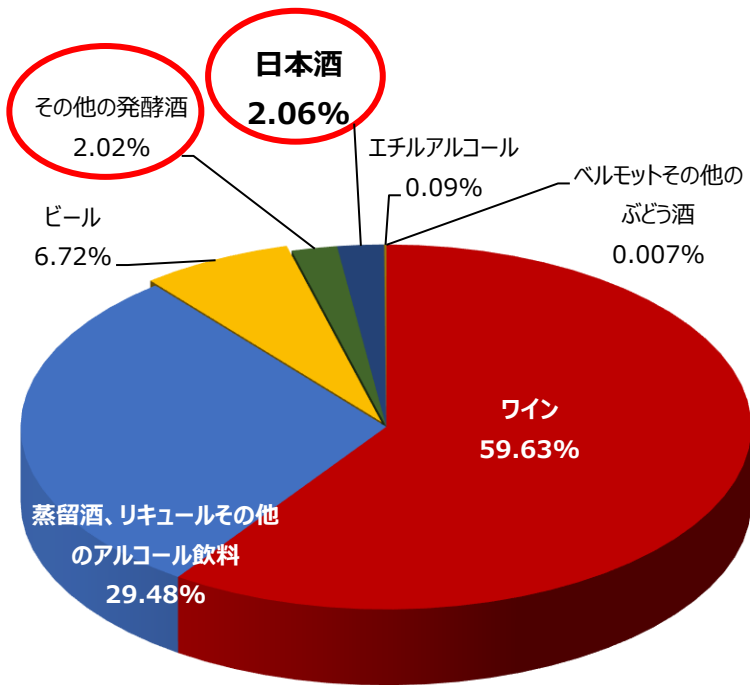
注3：発酵酒は、発酵酒（例えばりんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物を意味する。

出所：財務省「貿易統計」を基にジェトロ作成  
(2023年12月6日現在)

# 1. 香港の市場動向

## ② 香港におけるアルコール飲料の輸入

- 輸入金額の6割以上がワインであり、日本酒はまだ5%弱。
- なお、輸入量ではビールが6割以上を占める。



### 2022年 香港におけるアルコール飲料の輸入実績

(単位: 1,000香港ドル)

HSコード	主要品目	金額	構成比	前年比
2204	ワイン	7,987,079	59.63%	-24.66%
2208	蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	3,948,359	29.48%	8.62%
2203	ビール	899,417	6.72%	0.65%
2206 (22060022を除く)	その他の発酵酒	270,101	2.02%	-65.81%
22060022	日本酒	275,909	2.06%	-35.82%
2207	エチルアルコール	11,885	0.09%	1.03%
2205	ベルモットその他のぶどう酒	988	0.007%	53.89%
アルコール飲料合計		13,393,738	100.00%	-15.93%

- ◆ 香港に2022年に輸入されたアルコールは133億9,373万香港ドル。
- ◆ 香港におけるアルコール飲料輸入の約59.63%をワインが占め、その次にウイスキー、リキュール等を含む蒸留酒が約29.48%、ビールが約6.72%を占める。
- ◆ その他の発酵酒に一部日本酒が含まれるため、日本からの輸出金額と一致しない。日本酒の日本からの対香港輸出金額は71.1億円（前年比で約35.8%ダウン）で413,469千香港ドルとなり、アルコール飲料全体の2.06%となる。

日本円換算は17.21円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2022年間平均（TTS））

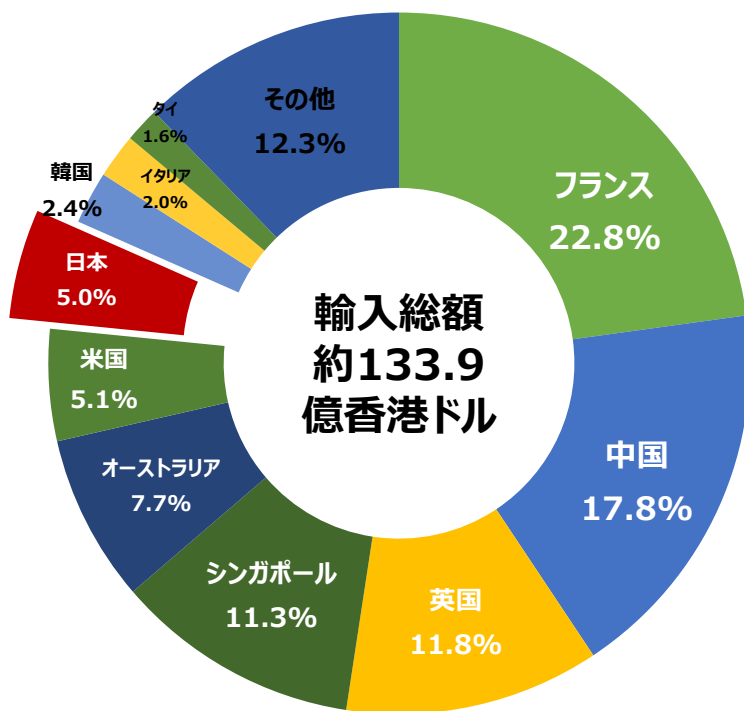
出所：香港統計局  
“Hong Kong External Merchandise Trade”  
(2023年12月6日)

# 1. 香港の市場動向

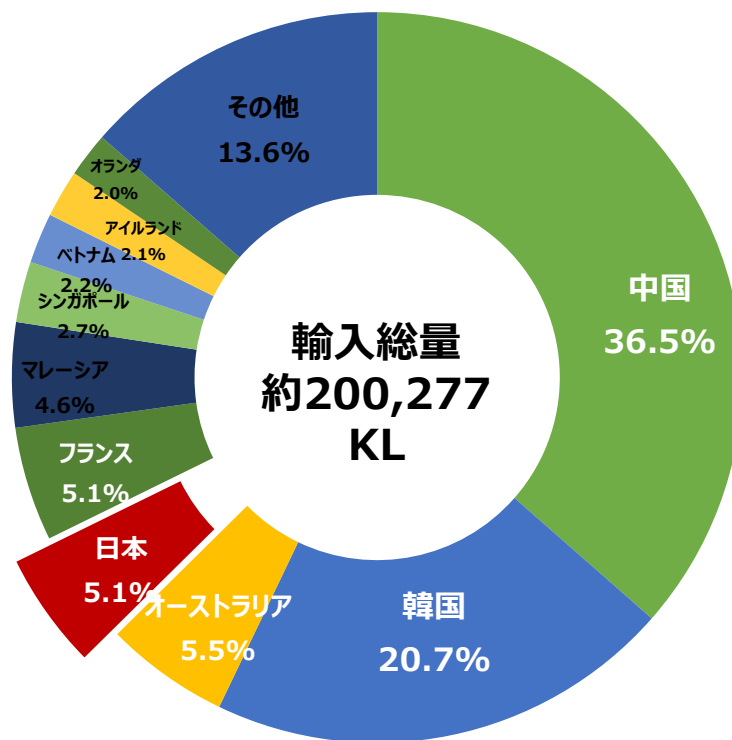
## ② 香港におけるアルコール飲料の輸入

- 輸入金額ではワインが多いフランスが、輸入量ではビールが多い中国が最大の割合。
- 日本産アルコールは輸入金額・輸入量とも5%程度。

2022年【金額ベース】



2022年【数量ベース】



出所：香港統計局  
“Hong Kong External Merchandise Trade”  
(2023年12月5日)

# 1. 香港の市場動向

## ③ 近年の輸入額動向（ワイン）

- 香港のアルコール輸入額の6割を占めるワインについて、輸入金額ではフランスが3割を占める。輸入量ではフランスのほかオーストラリアも多い。
- 日本産ワインは輸入量・金額とも1%未満で、市場を開拓できていない。

(単位：KL, 1,000香港ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算 (億円)	数量	金額	数量	金額
フランス	11,602	3,907,808	10,160	3,542,678	8,967	3,516,225	9,551	4,556,551	8,065	2,880,851	495.8	-15.55%	-36.78%	23.07%	27.17%
英国	1,894	1,726,010	1,626	1,393,417	1,431	1,090,713	1,579	1,461,935	1,014	1,259,013	216.7	-35.74%	-13.88%	2.90%	11.88%
オーストラリア	9,013	729,586	8,093	665,796	8,138	626,045	9,698	1,114,768	10,224	1,020,208	175.6	5.42%	-8.48%	29.24%	9.62%
米国	6,968	814,098	5,976	1,069,643	3,756	674,785	2,951	633,800	2,750	641,757	110.4	-6.82%	1.26%	7.86%	6.05%
シンガポール	1,972	411,856	1,793	329,495	2,102	408,748	2,963	969,071	2,166	587,798	101.2	-26.88%	-39.34%	6.20%	5.54%
イタリア	2,888	239,149	2,519	217,792	2,203	198,626	2,712	278,675	2,752	245,074	42.2	1.50%	-12.06%	7.87%	2.31%
ニュージーランド	1,056	71,432	950	64,903	960	70,857	1,100	96,834	1,151	182,293	31.4	4.63%	88.25%	3.29%	1.72%
中国	4,655	2,749,095	1,082	473,076	766	131,155	1,441	247,715	1,010	180,272	31.0	-29.89%	-27.23%	2.89%	1.70%
マカオ	179	70,527	211	80,919	141	74,071	381	161,236	352	163,431	28.1	-7.44%	1.36%	1.01%	1.54%
スイス	301	274,257	283	184,656	42	123,403	46	141,764	33	150,140	25.8	-28.78%	5.91%	0.09%	1.42%
<b>日本</b>	<b>85</b>	<b>62,692</b>	<b>51</b>	<b>45,281</b>	<b>196</b>	<b>26,343</b>	<b>281</b>	<b>54,713</b>	<b>150</b>	<b>77,047</b>	<b>13.3</b>	<b>-46.43%</b>	<b>40.82%</b>	<b>0.43%</b>	<b>0.73%</b>
<b>全体</b>	<b>51,208</b>	<b>11,950,018</b>	<b>41,185</b>	<b>11,967,404</b>	<b>34,672</b>	<b>8,805,537</b>	<b>38,974</b>	<b>7,510,348</b>	<b>34,966</b>	<b>10,601,679</b>	<b>1,824.5</b>	<b>-10.28%</b>	<b>41.16%</b>	<b>100.00%</b>	<b>100.00%</b>

出所：香港統計局  
 HS 2204 WINE OF FRESH GRAPES, INCLUDING FORTIFIED WINES; GRAPE MUST OTHER THAN THAT OF HEADING 2009  
 日本円換算は17.21円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2022年間平均（TTS））

# 1. 香港の市場動向

## ③ 近年の輸入額動向（ビール）

- 香港のアルコール輸入量の6割を占めるビールについて、輸入量・金額とも中国が最も多いが、韓国産もそれに近い量・金額を占めている。
- 日本産はそれに続く3位ではあるが、中国・韓国とは大きな開きがある状況。

(単位：KL, 1,000香港ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算 (億円)	数量	金額	数量	金額
中国	53,094	284,887	46,340	248,844	45,556	248,488	49,975	270,183	60,784	333,408	57.4	21.63%	23.40%	44.76%	37.07%
韓国	45,362	288,875	40,018	270,625	40,273	256,398	38,982	255,104	38,943	257,010	44.2	-0.10%	0.75%	28.68%	28.58%
日本	2,170	32,113	2,608	40,321	3,100	45,769	3,330	50,959	3,812	52,063	9.0	14.46%	2.17%	2.81%	5.79%
アイルランド	905	8,244	2,649	26,941	3,307	34,098	3,128	32,096	4,151	40,800	7.0	32.70%	27.12%	3.06%	4.54%
マレーシア	22,631	101,009	24,997	90,423	14,577	51,237	13,530	47,801	8,758	39,200	6.7	-35.27%	-17.99%	6.45%	4.36%
オランダ	8,376	55,595	8,547	56,195	10,266	57,031	7,651	47,153	3,408	29,538	5.1	-55.46%	-37.36%	2.51%	3.28%
ベトナム	7,351	31,759	2,961	18,280	14,813	65,553	9,526	46,540	4,339	27,899	4.8	-54.45%	-40.05%	3.20%	3.10%
ドイツ	2,036	18,153	2,203	20,175	1,900	17,891	1,625	15,759	1,991	20,913	3.6	22.53%	32.71%	1.47%	2.33%
シンガポール	2,609	23,599	1,216	11,499	835	10,532	1,599	20,541	1,350	18,326	3.2	-15.53%	-10.78%	0.99%	2.04%
タイ	1,747	16,100	1,238	10,764	1,679	11,997	2,277	16,851	2,055	14,595	2.5	-9.73%	-13.39%	1.51%	1.62%
全体	161,506	985,146	147,291	928,788	146,463	892,365	140,314	893,568	135,808	899,417	154.8	-3.21%	0.65%	100.00%	100.00%

出所：香港統計局  
 HS22030010,22030020：BEER AND ALE (HS 22030010), STOUT AND PORTER (HS22030020)  
 日本円換算は17.21円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2022年間平均（TTS））

# 1. 香港の市場動向

## ④ 2023年の動向（速報）

- 1月～4月の厳しいコロナ規制（飲食店営業は18時まで等）があった2022年と比較すると、2023年前半は中国との人の交流の正常化も含めたコロナ規制の緩和が大幅に進み、飲食店等の状況は改善傾向にあった。
- しかしながら、中国との人の交流正常化で深圳（香港と繋がっている中国南部）に週末等で気軽に行く香港人が増える一方で、中国の景気状況や香港の物価高等もあり香港を訪れる中国人がコロナ前よりも大幅に少ない状況が続き、香港内での消費が全体として弱い状況となっている。
- 2024年は中国の景気回復や、香港を訪れる旅行客がどこまでコロナ前の水準まで戻ることが重要。
- アルコール飲料については、旅行で香港を離れる富裕層の増加やALPS処理水放出の影響で接待等で日本食を避ける動きも一部出たことから高級飲食店が厳しい状況となったことに加え、訪日客の大幅増で日本で日本酒を飲む・購入する香港人が増加したことから、2022年から大きく減少。なお、それでもコロナ前よりは高い水準。

日本から香港への輸出額

	2023年	対前年比
農林水産物・食品全体	2,365億円	+13.4%
うちアルコール飲料	94億円	▲18.5%
うち清酒	60億円	▲15.3%



# 1. 香港の市場動向

## ⑤ 香港におけるビール・ワインの価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
オリオンビール	334ml	14.00	日本（沖縄）	現地系	富裕層
横手大沢葡萄ラガー	330ml	31.00	日本（秋田）	現地系	富裕層
伊勢角屋ホワイトビール	330ml	42.00	日本（三重）	日系	ローワーミドル
COEDO 瑠璃	330ml	32.90	日本（埼玉）	日系	ローワーミドル
山口地ビール I P A	330ml	48.00	日本（山口）	現地系	富裕層
京都麦酒アルト	330ml	39.00	日本（京都）	日系	アッパーミドル

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
シャトーメルシャン Hosaka マスカットベリーA 2014	750ml	560.00	日本（山梨）	日系	富裕層
千歳ワイナリー Kerner 2020	750ml	380.00	日本（北海道）	日系	富裕層
ウッディーファームワイナリー 上の山シャルドネ 2019	750ml	480.00	日本（山形）	日系	富裕層
ナイアガラ	720ml	238.90	日本（北海道）	現地系	ローワーミドル
シャトーメルシャン 山梨 マスカットベリーA 2021	750ml	184.90	日本（山梨）	日系	ローワーミドル
勝沼醸造 Arugabranca Clarezza White 2019	750ml	246.00	日本（山梨）	現地系	アッパーミドル

# 1. 香港の市場動向

## ⑤ 香港におけるウイスキー・日本酒の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
サントリー角	700ml	247.00	日本（大阪）	日系	ローワーミドル
サントリー山崎 12年	700ml	2,250.00	日本（大阪）	日系	ローワーミドル
戸河内ビアカスクウイスキー	700ml	300.00	日本（広島）	日系	アッパーミドル
Mars岩井Tradition	750ml	547.00	日本（長野）	日系	アッパーミドル
響ブレンダーズ チョイス	700ml	2,450.00	日本（大阪）	現地系	富裕層
マツイウイスキー鳥取 バーボンバレル	700ml	508.00	日本（鳥取）	現地系	アッパーミドル

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
瀬祭 磨き2割3分 純米大吟醸	720ml	575.00	日本（山口）	現地系	富裕層
梵 特撰 純米大吟醸	720ml	380.00	日本（福井）	現地系	富裕層
越乃寒梅 別撰 吟醸酒	720ml	178.00	日本（新潟）	現地系	アッパーミドル
白雪 大吟醸生貯蔵酒ひやしぼり	720ml	195.00	日本（兵庫）	現地系	ローワーミドル
澤姫 純米吟醸	720ml	275.00	日本（栃木）	現地系	ローワーミドル
伯楽星 純米大吟醸	720ml	327.00	日本（宮城）	日系	アッパーミドル

# 1. 香港の市場動向

## ⑤ 香港における焼酎・梅酒の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
黒霧島	900ml	109.00	日本（鹿児島）	日系	アッパーミドル
富乃宝山	720ml	160.00	日本（鹿児島）	現地系	富裕層
銀座のすずめ	720ml	120.00	日本（大分）	現地系	富裕層
瑞泉 碧 泡盛30%	720ml	130.00	日本（沖縄）	現地系	富裕層
白岳 しろ 米焼酎	720ml	131.90	日本（熊本）	日系	ローワーミドル
ばっかい 麦焼酎	720ml	105.00	日本（福岡）	日系	アッパーミドル

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
萬歳楽 加賀梅酒	720ml	200.00	日本（石川）	現地系	富裕層
大那 梅酒	720ml	175.00	日本（栃木）	現地系	富裕層
チョーヤ 紀州うめ酒	720ml	89.90	日本（和歌山）	日系	ローワーミドル
月桂冠 完熟梅酒	420ml	92.90	日本（京都）	日系	ローワーミドル
雑賀 梅酒	720ml	108.00	日本（和歌山）	現地系	アッパーミドル
梅万	720ml	184.00	日本（大分）	日系	アッパーミドル

## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ① 品目の定義

今回定義するアルコール飲料のHSコード

2203 : ビール

2204 : ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り、  
およびぶどう搾汁（第20.09項のものを除く）

2205 : ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物または芳香性物質により  
香味を付けたものに限り）

2206 : その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒およびミードおよび清酒）ならびに発酵酒とアル  
コールを含有しない飲料との混合物および発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く）

2208 : エチルアルコール（変性させていないものでアルコール分が80%未満のものに限り）および蒸  
留酒、リキュールその他のアルコール飲料

### ② 輸入規制

#### 1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

アルコール飲料について日本から輸入が禁止されている品目はありません。また、アルコール飲料に特化した放射性物質規制もありません。

## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ② 輸入規制（続き）

#### 2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

アルコール飲料を輸出するためには、日本において輸出酒類卸売業免許を取得する必要があります。詳細は関連リンクの「酒類の免許」「酒類卸売業免許の申請等の手引」を参照してください。

[（酒類の免許）](#) [（酒類卸売業免許の申請等の手引）](#)

「（i）ワインおよび（ii）アルコール度数30%以下の酒類」（日本酒を含む）の輸入については、物品税は免税扱いで、輸入に際し、商品の輸入・保管・移動のためのライセンスや許可取得の必要はありません。貨物のスムーズな通関のために、輸出者は、インボイスに酒類のタイプとアルコール度数を明記する必要があります。

「アルコール度数30%を超える酒類（ブランデー、ウイスキー、ジン、ラム、ウォッカなど）」を含む物品税課税品目を輸入する者は、輸入ライセンスの取得が必要です。

また、同酒類を含む物品税課税品目の保管を行う場所を設けるにあたり、倉庫ライセンス（Warehouse License）の取得が必要となります。

輸出入に伴い必要とされるライセンスおよび倉庫ライセンスは香港税関に申請します。申請者が法人の場合、法人の責任者は香港居住者（IDカード保有者）が推奨され、また商業登記証や賃貸契約書などの提示も求められます。

#### 3. 動植物検疫の有無

なし

#### 4. その他の関連リンク

[ジエトロ「日本酒輸出ハンドブック（香港編）」](#)  
[国税庁「香港の酒類の輸入等に係る規制等の情報」](#)

## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制

#### 1. 食品規格

アルコール飲料に特化した食品規格はありません。

なお、「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）Section 53では次のように定義されています。また、アルコール度数は、20℃で計測されます。

※各項目の括弧内は、英語・中国語の順で記載しています。

酒類（Liquor、酒類／ Lalcoholic liquor、飲用酒 類／Lspirituous liquor、 烈酒／spirit、酒精）	・エチルアルコール含有量（体積）が1.2%を上回るすべての液体を指す。 ・ただし、変性アルコールおよび商品の成分として含まれている液体のうち純粋なエチルアルコールまたはアルコール飲料に変換できない（変換が経済的ではない）ものは含まない。
人用酒類（intoxicating liquors、令人醺酔的酒類）	スピリット、リキュール、ワイン、ビール、その他飲料として使用されることを目的としたすべての酒類を含む。
工業用酒類（industrial type liquor、工業用酒）	飲料として使用されることを目的としていない酒類を指す。
ビール（beer、啤酒）	エール、ポーター、スタウト、スプルスビール、ブラックビール、その他あらゆる種類のビールを含み、ビールまたはビール代替として製造・販売されるあらゆる酒類を含む。
リンゴ酒（cider、蘋果酒）	リンゴ果汁を発酵させて得られる人用酒類を意味する。

## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制

#### 1. 食品規格（続き）

<b>不純酒（adulterated liquor、攪雑酒）</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・不純物が健康に害を及ぼすか否かにかかわらず、物質と混合・着色された次のいずれかの酒類。酒類の体積と量を増加させる<ul style="list-style-type: none"><li>品質を損なう</li><li>劣った品質を隠蔽する</li></ul></li><li>・ラベル表示された性質・品質ではない酒類で、次のいずれかは含まない。<ul style="list-style-type: none"><li>20℃の温度でエチルアルコール40%以下にならないよう水を混合したウイスキー</li><li>20℃の温度でエチルアルコール37.5%以下にならないよう水を混合したジン、ラム、ウォッカ</li><li>20℃の温度でエチルアルコール36%以下にならないよう水を混合したブランデー</li></ul>関長の見解で非常に古いリキュールブランデーだとされたもの</li></ul> 店舗内で消費する酒類の販売・提供が許可された店舗において、購入者が注文してその場で消費される酒類 自家消費用の飲用酒類 ビールの醸造免許を持つ者がその製造過程で水を混ぜたビール
<b>梨酒（perry、梨酒）</b>	梨果汁を発酵させて得られる人用酒類を意味する。
<b>ワイン（wine、葡萄酒）</b>	スピリッツで強化されているか香料で風味付けされているかにかかわらず、20℃の温度で計測したアルコール度数が30%以下の酒類で、生鮮のブドウまたはそのマスト（果醪）の発酵から得られる酒類を意味する。
<b>スパークリングワイン（sparkling wine、有気葡萄酒）</b>	飲料を入れた容器を開けると二酸化炭素を放出し、開封前は20℃の温度で300kPa以上の過圧があるワインを意味する。
<b>ノンスパークリングワイン（still wine、無気葡萄酒）</b>	スパークリングワイン以外のワインを意味する。

## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制

#### 2. 残留農薬および動物用医薬品

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用しています。「食品中の残留農薬規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）Schedule 1に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値あるいは外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられています。（[Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）（[ジेटロ仮訳](#)）

#### 3. 重金属および汚染物質

##### 【重金属規制】

2019年11月から施行された「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration（Metallic Contamination）（Amendment）Regulations 2018）では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要があります。（[s220182223113 \(gld.gov.hk\)](http://s220182223113.gld.gov.hk)）（[ジेटロ仮訳](#)）

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の付表第2部（Part 2 Maximum Level of Metal in Food）にリスト化されています。（[Metal guidelines-eng.pdf \(cfs.gov.hk\)](http://Metal%20guidelines-eng.pdf%20(cfs.gov.hk))）（[ジेटロ仮訳](#)）

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合」には、「（当該）複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量に、この複合食品に含まれる各原料の割合、重量比を乗じた値の合算」となります。



## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 3. 重金属および汚染物質

##### 【重金属規制】（続き）

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値であるまたは有害性が疑われるような量の金属を含有する食品はいかなるものでも、ヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されています。

アルコール飲料における「特定金属」の含有上限量は、ミネラルウォーター、果実、炭酸飲料、ワインといった、各製品の原材料構成によって異なるため、関連リンクなどを参考に確認してください。

[（香港食品安全センター「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則ガイドライン」（ジェトロ仮訳）](#)

[（香港特別行政区基本法「2021年食品有害物質（改正）規則ガイドライン」](#)）（ジェトロ仮訳）

##### 【有害物質】

有害物質に関しては「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）の Schedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などが禁止されています。

[（Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](#)（ジェトロ仮訳）

2021年7月14日には、「2021年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food（Amendment） Regulation 2021）」が可決されました。上記規則により、一部成分の許容基準値が改正または新設となり、2023年6月1日から施行されます。

[（s22021252386 \(legco.gov.hk\)）](#)（ジェトロ仮訳）

さらに、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行されます。関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

[（香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)）](#)

[（香港：農林水産省 \(maff.go.jp\)）](#)

## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 4. 食品添加物

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則があります。

[（香港における食品添加物の規制状況（2014年3月） | 調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)）](#)

着色料に関しては「食品着色料規則」（Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations）Schedule 1 に挙げられている着色料を使用することができます。ベニバナ色素、ベニコウジ色素については使用が認められていないため、輸出食品について使用の有無を確認する必要があります。ビートレッドやクチナシ色素（赤、青、緑、黄）など、天然植物由来色素は認可されています。ほかに使用が認められている着色料については、関連リンクのその他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照してください。

[（Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)  
[（即食食品微生物含量指引 \(cfs.gov.hk\)）](#)

甘味料に関しては「食品甘味料規則」（Cap.132U Sweeteners in Food Regulations）Scheduleに挙げられている甘味料を使用することができます。なお、ソルビトールは甘味料の定義には含まれませんが、食品安全センターの「よくある質問：食品添加物・汚染物質」によると、適正製造規範（GMP）基準での使用が認められています  
[（Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)

食品保存料に関しては「食物中の保存料規則」（Cap.132BD Preservatives in Food Regulation）の Schedule 1, No.6に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができます。

[（Cap. 132BD Preservatives in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)

それ以外の食品添加物については、その使用に特定の規則は定められていません。しかし、「公衆衛生および市政条例」第V部に従い、食品販売者は各自使用するものが安全で食用に適していることを確保しなければなりません。

## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 5. 食品包装（食品容器の品質または基準）

なし

#### 6. ラベル表示

アルコール飲料のラベル表示は、「応課税品規則」〔Cap. 109A Dutiable Commodities Regulations〕で規制されており、香港への輸入前に、アルコール度数またはアルコール度数の範囲が印刷されたラベルを貼付する必要があります。ラベル貼付については次の点に留意してください。

- ・必要な情報が、英字、漢字、アラビア数字、記号「%」や、それらの任意の組み合わせで読みやすく印刷されたものであること
- ・コンテナ（容器）にしっかりと取り付けられているか、コンテナの一部であること
- ・はっきり見えるように配置されていること

また、アルコール飲料を含む食品のラベル表示は、「食品および薬品（成分組成および表示）規則」〔Cap.132W Food And Drugs（Composition And Labelling） Regulations〕で定められていますが、アルコール度数10%以上の飲料では、すべての表示義務が免除となっています。アルコール度数1.2%超10%未満の飲料では、賞味期限（消費期限）以外の表示は免除となっています。

ただし、パッケージに原材料の記載をする場合は、アルコールの度数にかかわらず、該当内容を英語または中国語、あるいは英語と中国語に翻訳し、パッケージに直接印字あるいはラベルを貼付する必要があります。また、免除にかかわらず表示する場合、留意事項があります。関連リンクの「日本酒の表示ラベル規則（香港） — 一部免除可能な表示内容 —」を参照してください。

[（ジエトロ「日本酒の表示ラベル規則（香港） — 一部免除可能な表示内容 —」）](#)

## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ③ 香港の食品関連の規制（続き）

#### 7.その他

食品や農水産物で問題や事故が起きた際に、その流通経路をさかのぼって追跡・確認できるようにするため、「食物安全条例」（Cap.612 Food Safety Ordinance）では食品輸入業や食品卸売業を行うすべての事業者に対し、香港食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。ただし、FEHDで香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

[（Cap. 612 Food Safety Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk)

## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ④ 輸入手続き

#### 1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

「（i）ワインおよび（ii）アルコール度数30%以下の酒類」（日本酒を含む）の輸入については、物品税は免税扱いで、輸入に際し、商品の輸入・保管・移動のためのライセンスや許可取得の必要はありません。

「アルコール度数30%を超える酒類（ブランデー、ウイスキー、ジン、ラム、ウォッカなど）」を含む物品税課税品目を輸出する者は、輸入ライセンスの取得が必要です。  
また、同酒類を含む物品税課税品目の保管を行う場所を設けるにあたっては倉庫ライセンス（Warehouse License）の取得が必要となります。

輸入ライセンスおよび倉庫ライセンスは香港税関に申請します。申請者が法人の場合、法人の責任者は香港居住者（IDカード保有者）が推奨され、商業登記証や賃貸契約書などの提示も求められます。商品登録は必要ありません。

#### 2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入ライセンスの取得後、同酒類の輸入の度に、税関に保税倉庫からの移動許可（Removal Permit）を申請し、通常の輸入通関手続きを行います。

輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付します。輸入するアルコール飲料のアルコール度数が「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）の対象となる場合には、輸入陳述書のフォーマットに従って、該当する製品カテゴリー（Description of Goods）と数量（Quantity）を記載する必要があります。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければなりません。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）によって義務付けられています。

（[Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）

## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ④ 輸入手続き（続き）

#### 2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）（続き）

通関に伴う提出書類は次のとおりです。

- ・輸入陳述書（Import Statement）
- ・積荷目録（マニフェスト）
- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知
- ・輸出元国の発行機関が発行する衛生証明書（アルコール飲料の場合は、特定の輸出証明書の提出義務はなく推奨対象）

課税商品に関する申請方法は、関連リンクの「その他参考情報」から詳細を確認することができます。

[（課税商品のユーザーガイドブック（User Guidebook for Dutiable Commodities））](#)

#### 3. 輸入時の検査・検疫

香港では、「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しています。輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）等の書類の検査、および必要に応じて、当該食品の加工の種類によってはサンプル検査を受けなければなりません。サンプル検査に関しては食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。

[（Part V \(Food and Drugs\) of the Public Health and Municipal Services Ordinance \(Cap. 132\) \(Highlights\) \(cfs.gov.hk\)）](#)

[（Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)）](#)



## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ④ 輸入手続き（続き）

#### 4. 販売許可手続き

アルコール飲料の販売については、販売された場所で消費しない場合には規制はありません。ただし、アルコール飲料を販売し、かつその場で消費する場合（飲食業の店舗内で酒類を提供する場合）は、酒類免許委員会（Liquor Licensing Board）が発行するLiquor License（一般的なレストラン、ファストフード店の場合）、またはClub Liquor License（バーやクラブの場合）の取得が必要となります。

特別行政区長官から任命された酒類免許委員会（Liquor Licensing Board）がライセンスの発給を行い、香港食物環境衛生署（FEHD）がライセンスの管理を行っています。

また、「食品業規定」により、レストランや店舗の営業にはそれぞれの食品事業ライセンスの取得が必要です。

（[Guide on Types of Licences Required \(feh.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk/en/food-and-beverage/food-and-beverage-licences/guide-on-types-of-licences)）

（[Guide to Application for Licences \(feh.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk/en/food-and-beverage/food-and-beverage-licences/guide-to-application-for-licences)）

アルコール飲料の販売に関する外資参入規制は設けられていません。

#### 5. その他

【アルコール飲料販売方法に関する規制について】

アルコール飲料を販売する場合、実店舗販売またはオンライン販売かにかかわらず、次の2点が義務付けられています。

- ・所定の通知掲示（中国語および英語の両方で、読みやすい文字で表示する）
- ・申告年齢確認（購入者の年齢申告を受け、その申告に合理性があることを確認する）

また、自動販売機では年齢確認が困難であることから、アルコール飲料（アルコール度数が1.2%を超えるすべての飲料）の販売は禁止されています。

（[業務上未成年者への酒類の販売および提供の禁止に関する一般的なガイドライン](#)）

## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

### ④ 輸入手続き（続き）

#### 5. その他（続き）

##### 【アルコール飲料の広告・宣伝について】

アルコール飲料の広告や宣伝について、法令上明確な定めはありませんが、香港通迅事務管理局による「テレビ広告基準に関する一般的な行動規範」の第6章でアルコール飲料について言及されており、次の条件を満たす必要があります。

- ・視聴者は成人のみを対象とすべきであり、子供や青少年を広告中に起用してはならない
- ・18歳未満の未成年を対象とする番組とその周辺で広告を表示してはならない
- ・午後4時から午後8時30分までの間は域内の無料チャンネルで広告を放送してはならない
- ・飲酒を試してみる価値のある経験として表現したり、人気や成功に必要不可欠であるものとして描写したりしてはならない
- ・コンテストの賞品や贈り物としてアルコール飲料を提供してはならない
- ・社会的地位の維持やストレス解消のために飲酒が不可欠であるような描写をしてはならない
- ・アルコール製品が、ノンアルコール製品と誤認させるような宣伝をしてはならない
- ・高アルコール度数や酔わせる効果のある飲料が好ましいと示唆する宣伝をしてはならない
- ・子供や青少年向け番組に定期的に出るアーティストやタレント、有名人を広告に起用してはならない
- ・注意力や集中力、冷静な判断を必要とする活動の前または最中に、アルコール飲料またはアルコール製品の摂取を誘発する表現をしてはならない
- ・過度の飲酒を助長または描写してはならない（飲酒量および飲酒方法）
- ・アルコール飲料の誤用や乱用を助長してはならない
- ・飲酒がリラクゼーションの前提条件であると示唆してはならない
- ・アルコール製品を販売する小売店での広告は、アルコール飲料の広告基準に準拠する必要がある
- ・非飲酒者または18歳未満の若者に飲酒を勧めたり、強要したりしてはならない

このほか、2010年に設立された業界団体の「香港理性飲酒促進会（FReD）」は、責任ある飲酒を促進することを目的として「マーケティング行動規範の原則」を定めています。詳細は関連リンクを参照してください。

[（マーケティング行動規範の原則）](#)



## 2. アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

---

### ⑤ 輸入関税等

1. 関税  
なし

2. その他の税

物品税の対象となる場合があります。

アルコール度数が30%を超えるものには100%の物品税が課せられます。

（i）ワインおよび（ii）アルコール度数が30%以下のものは免税です。ただし、必要書類や資料不足の場合、12リットルに満たない酒類に対しては一律1リットル当たり160香港ドルの税率で税額を評定することができると規定されています。

### 3. 現地事業者の評価、要望等

#### ① 現地事業者等の声

事業者の要望等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 香港全体では、アルコールの消費量が減少している。若者へのプロモーションが大切。日本酒は 30-40 代がターゲットとなっており、年齢の高い人の消費は少ない。20 代前半の給料が高い仕事を持つ人（金融、不動産業界等）には、日本酒を飲むのはかっこ良いと受け止められている。この層の 20 代を狙って普及活動を行い、新しい消費者を獲得していく必要がある。—C 社（日系 アルコール飲料の輸入・卸）</li><li>○ 香港の卸先の日本酒の品質管理に関する知識が必ずしも十分ではなく、特に冷蔵保存が徹底されていない。日本酒を良い状態で飲んでもらう為の啓蒙活動を絶え間なく行い、消費者の支持を失わないようにする必要。—B 社（日系 グローバルに展開する輸入・卸）</li><li>○ 啓蒙活動は必要。香港人の中でも日本酒についてののわか知識、うんちくを披露する人が増えているが、適切に保管されていないこともあって、日本酒は 1 年経つともう飲めないものとのイメージが持たれていることを憂慮する。—C 社（日系 アルコール飲料中心の輸入・卸）</li></ul> <p>【考察】以上に関しては、両論がある。日本酒も季節があるので生産した年に飲むのが美味しいとも言われる。他方、適切に冷蔵保管されていれば賞味期限はもっと長いという意見もある。適切に保管されている日本酒が 1 年を経過するともう飲めないと言われるのは事実として正しくないため、正しい情報の啓蒙活動が重要となってくるのではないかと。</p>
---------	---

### 3. 現地事業者の評価、要望等

#### ① 現地事業者等の声（続き）

事業者の要望等 (続き)	<ul style="list-style-type: none"><li>・イベントでペアリングをする際に、このお酒を絶対に使用することなど縛りがあるとベストなペアリングを提供できなくて難しい。結果日本酒の良さを最大限伝えられない。</li><li>・香港には割る文化がないので、焼酎を割るとなると、味を損なうのでは？という感覚になる。</li><li>・日本産ワインは一度取り扱って貰ってもらっても中々リピートしてもらえない。</li><li>・日本で日本酒を買う人が増えていて、香港内での日本酒の購入量が落ちていく。</li><li>・レストランの元気がなく、それに伴い日本酒の売れ行きも悪い。</li></ul>
(参考) 香港人消費者の評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本酒はかなり広まってきており、十四代や獺祭のような有名どころ以外で自分の好みのお酒を持っている人も増えている。</li><li>・日本酒を好きになったきっかけはペアリングメニューで感動したことで、良いペアリングの機会を増やすことが重要。</li><li>・香港人はやはりフルーティーなものが好きで、初心者にはアルコール度数が低いものを薦めるのが良い。逆に山廃のようなものは初心者にはあまりウケない印象。</li><li>・焼酎など度数の高いものを初心者に飲ませると敬遠されがちなので、弱いものから始める必要がある。</li><li>・特に若い人には、伝統的なラベルよりもお洒落なものの方が購買意欲を誘う。</li></ul>

### 3. 現地事業者の評価、要望等

---

#### ② アルコール飲料関係のイベント等

- アジア最大級の日本酒コンクール、第1回「Oriental Sake Awards」開催  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/180a0f38d07cea81.html>
- 香港の国際厨艺学院で初の日本食マナーと日本酒に関する特別講義開講  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/d40b1d42c8a3f9e1.html>
- 香港で佐賀県産日本酒のポップアップストアを開設  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/52f568133835844c.html>
- 九州と沖縄の焼酎・泡盛、香港のバーテンダーらをターゲットにPR  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/9f8a7dba3c2e4da9.html>
- 福岡県、香港でオンライン酒蔵ツアーを実施  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/12/73e896be71f6bd8c.html>
- ジェトロ、若い女性やカップルをターゲットに日本酒試飲会を香港で開催  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/02/f970edfe656aef6b.html>
- 香港インターナショナル・ワイン&スピリッツ・フェア2023が開催  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/9c97ae4e1c337ebf.html>
- 本格焼酎&泡盛の日に香港で焼酎・泡盛フェスティバルを開催  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/09ce40885e88509f.html>

### 3. 現地事業者の評価、要望等

---

#### ② アルコール飲料関係のイベント等（続き）

○ 海外流通実態調査（JFOODO）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfoodo/pdf/archive/distribution/report\\_hk.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfoodo/pdf/archive/distribution/report_hk.pdf)

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

香港事務所

電話番号：852-2526-4067

E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。